

平成 29 年 (2017 年) 2 月 8 日  
 総務部情報公開・法務課法務係  
 (課長) 福田雄一 (担当) 重野 靖  
 電 話 : 026-235-7057 (直通)  
 026-232-0111 (代表) 内線 2287  
 F A X : 026-235-7370  
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

## 平成 29 年 2 月 県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 30 件、廃止条例案 1 件を提出予定です。

なお、今年度、条例の規定内容を今日的な視点から検証し、時代に適合し、県民ニーズに即したものとするための「第 2 回条例の一斉点検」を実施しました（前回は平成 23 年度に実施）。番号欄に※印を付した 3 件は、その結果を反映したものです（概要は 13 ページ参照）。

### 一部改正条例案（使用料・手数料関係）

番号	条 例 案 の 概 要								
1	<p><b>長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>諸経費の増大に伴い、次のとおり手数料の額を改定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">改定額</th> <th style="width: 15%;">現行額</th> <th style="width: 30%;">改定率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諸証明書の交付</td> <td style="text-align: center;">1,300 円</td> <td style="text-align: center;">1,200 円</td> <td style="text-align: center;">8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成29年 4 月 1 日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) Email: kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp                 </div>	区 分	改定額	現行額	改定率 (%)	諸証明書の交付	1,300 円	1,200 円	8.3
区 分	改定額	現行額	改定率 (%)						
諸証明書の交付	1,300 円	1,200 円	8.3						
2	<p><b>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b>（詳細は、別紙（P14）のとおり）</p> <p>諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年 4 月 1 日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp                      薬事管理課 026-235-7398 (FAX) Email: yakuji@pref.nagano.lg.jp                      園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp                      建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp                 </div>								

3	<b>長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例案</b>				
	諸経費の増大に伴い、次のとおり手数料の額を改定します。				
	区分	項目	改定額	現行額	改定率 (%)
	文書料	診断書	1,300円	1,200円	8.3
		諸証明書	1,300円	1,200円	8.3
(平成29年4月1日から施行)					
保健・疾病対策課 026-235-7170 (FAX) Email: hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp					
4	<b>長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案</b>				
	諸経費の増大に伴い、次のとおり手数料の額を改定します。				
	区分	項目	改定額	現行額	改定率 (%)
	文書料	診断書	1,900円	1,700円	11.7
		諸証明書	1,700円	1,500円	13.3
(平成29年4月1日から施行)					
障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp					
5	<b>長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案</b>				
	諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定します。 (主な手数料)				
	区分	項目	改定額	現行額	改定率 (%)
	水質 理化学試験	定性試験	5,800円	5,600円	3.6
		定量試験	2,000円～ 15,000円	1,900円～ 14,000円	5.3      7.1
	食品衛生 理化学試験	定性試験	14,000円	13,000円	7.7
		定量試験	2,500円～ 12,000円	2,400円～ 11,000円	4.2      9.1
	簡易な物理学試験		1,700円～ 2,800円	1,600円～ 2,700円	6.3      3.7
(平成29年4月1日から施行)					
環境政策課 026-235-7491 (FAX) Email: kankyo@pref.nagano.lg.jp					

## 6

## 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

試験等に要する経費の増減及び試験検査項目の削除に伴い、試験等の手数料の額の改定を行うとともに、公設試験研究機関の広域連携の取組を加速させるため、県内に事務所等を有しない者に係る手数料の額の規定を削除します。

(主な手数料)

区 分		改定額	現行額	改定率 (%)	
				下限額	上限額
繊維	染色試験	1,400円以上 4,800円以下	1,300円以上 3,000円以下	7.7	60.0
木工	材料強度試験	(廃止)	600円以上 900円以下	-	
	製品強度試験	3,200円以下	2,300円以下	-	39.1
機械 金属	寸法・形状精密 測定試験	800円以上 8,400円以下	700円以上 8,300円以下	14.3	1.2
	表面処理測定試験	2,300円以上 3,400円以下	1,700円以上 2,900円以下	35.3	17.2
	非破壊試験	500円以上 24,000円以下	1,700円以上 23,000円以下	▲70.6	4.3
	工作機械精度 測定試験	1,200円以下	1,200円以上 4,100円以下	-	▲70.7
食品	物性・成分試験	700円以上 11,000円以下	700円以上 10,000円以下	0	10.0
化学 等	プラスチック試験	600円以上 2,500円以下	600円以上 10,000円以下	0	▲75.0
試料前処理		1,900円以上 3,700円以下	1,800円以上 3,600円以下	5.6	2.8
成績表謄本又は証明書		700円以下	600円以下	-	16.7

(平成29年4月1日から施行)

ものづくり振興課 026-235-7197 (FAX) Email: mono@pref.nagano.lg.jp

**7 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案**

長野県手数料徴収条例の改正に合わせ、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めます。

区 分		改定額	現行額	改定率(%)
検査	ヨ一ネ病検査（酵素免疫測定法）	730 円	720 円	1.4
	ヨ一ネ病検査（遺伝子検査）	1,600 円	—	（新設）

（平成29年 4 月 1 日から施行）

園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp

**8 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例案**

諸経費の増大に伴い、次のとおり手数料の額を改定します。

区 分		改定額	現行額	改定率(%)	
				下限額	上限額
自給飼料作物	近赤外定量分析	1,400 円	1,300 円	7.7	
化学試験	上記以外の定量分析	1,000 円～ 7,200 円	1,000 円～ 6,900 円	0	4.3
寒天の製造に関する理化学試験		490 円～10,000 円	400 円～ 9,700 円	22.5	3.1
木材理化学試験		1,600 円～34,400 円	1,300 円～31,700 円	23.0	8.5
林木の種子発芽試験		5,500 円	5,100 円	7.8	

（平成29年 4 月 1 日から施行）

園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp

信州の木活用課 026-235-7364 (FAX) Email: ringyo@pref.nagano.lg.jp

9

**長野県少年自然の家条例の一部を改正する条例案**

受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設等の利用料金の額を改定するとともに、宿泊を伴わない利用について利用料金の額を定めるほか、所要の改正を行います。

施設	区分		改定額	現行	改定率(%)	
宿泊施設	一般	25歳以上の者	1人 1泊	1,050円	900円	16.7
		25歳未満の者		700円	600円	16.7
	小・中学生		350円	300円	16.7	
キャンプ場（ 宿泊を伴う場 合）	一般	25歳以上の者	1人 1泊	600円	300円	100.0
		25歳未満の者		400円	200円	100.0
	小・中学生		200円	100円	100.0	
宿泊を伴わ ない利用	25歳以上の者		1人 1日	300円	—	（新設）
	15歳以上25歳未満の者 （中学生を除く。）			200円	—	（新設）

（平成29年4月1日から施行）

文化財・生涯学習課 026-235-7493 (FAX) Email: bunsho@pref.nagano.lg.jp

## 一部改正条例案（その他）

番号	条例案の概要
10	<p><b>長野県松本空港条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>国土交通省の空港運用業務指針の改正を踏まえ、航空機の給油時における安全対策を見直したことに伴い、給油作業等の制限について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>交通政策課松本空港利活用・国際化推進室 026-235-7396 (FAX) Email: airport@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>11</p> <p>※</p>	<p><b>長野県営林道事業費分担金徴収条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>次の条例の中で引用している法令の条項等について、規定を整理します。</p> <p>(1) 長野県営林道事業費分担金徴収条例  (2) 長野県固定資産評価審議会条例  (3) 児童相談所条例  (4) 長野県女性相談センター条例  (5) 県立ときわぎ寮条例  (6) 貸付金免除条例  (7) 長野県景観条例  (8) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(公布の日 ((6)の一部については、平成29年4月1日) から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: shichoson@pref.nagano.lg.jp  人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp  こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp  医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp  信州の木活用課 026-235-7364 (FAX) Email: ringyo@pref.nagano.lg.jp  都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) Email: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp  高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>12</p>	<p><b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 高森町及び白馬村からの要望により、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務の権限を移譲します。</p> <p>(2) 県民の負担の軽減等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定に係る審査（所得の状況に係るものに限る。）に関する事務の権限を全市町村に移譲します。</p> <p>(平成29年4月1日 ((2)については、同年5月30日) から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: shichoson@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

13	<p><b>住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>住民の利便の増進及び行政事務の効率化を図るため、知事が本人確認情報を利用することができる事務及び当該情報を教育委員会に提供することができる事務を追加するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: shichoson@pref.nagano.lg.jp</p>
14	<p><b>長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>現行の早期退職勧奨制度の拡充措置の終了に合わせ、より効果的に職員の年齢別構成の適正化による組織の活性化等を図るため、早期退職募集制度を導入します。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年4月1日から施行）</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
15	<p><b>職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>国の制度改正に合わせ、職員の配偶者同行休業の期間について、再度の延長ができる特別の事情を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>16</p>	<p><b>長野県県税条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 地方消費税率の引上げ時期の変更 税率の引上げ時期を2年半延長し、平成31年10月1日とします。</p> <p>(2) 法人県民税の税率の引下げ 法人税割の税率を次のとおり引き下げます。 ア 中小法人については、100分の1（現行100分の3.2） イ 他の法人については、100分の1.8（現行100分の4）</p> <p>(3) 法人事業税の税率の引上げ 税率を抑制する特例措置を廃止することにより、税率を引き上げます。</p> <p>(4) 自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設 自動車取得税を廃止し、自動車税として環境性能割を設け、現行の自動車税を種別割とします。</p> <p style="text-align: right;">（平成31年10月1日（(1)については、公布の日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>17</p>	<p><b>長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、個人情報の定義を明確化するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年5月30日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>18</p>	<p><b>長野県短期大学条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>長野県短期大学付属幼稚園の閉園に伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県立大学設立準備課 026-235-7489 (FAX) Email: daigaku@pref.nagano.lg.jp 教育政策課 026-235-7487 (FAX) Email: kyoiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>



19	<p><b>特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人に改称されることに伴い、規定を整理するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">       県民協働課 026-235-7258 (FAX) Email: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp     </div>
20	<p><b>児童福祉施設条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>波田学院の入所者数と条例の定員との間に相当の乖離が生じていることから、現行の基準を踏まえた定員に改定するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">       こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp     </div>
21	<p><b>児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">       こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp     </div>
22	<p><b>資金積立基金条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>次に掲げる基金を財源とした事業の終了に伴い、これらの基金を廃止します。</p> <p>(1) 長野県自殺対策緊急強化基金 (2) 長野県緊急雇用創出基金</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">       保健・疾病対策課 026-235-7170 (FAX) Email: hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp        労働雇用課 026-235-7327 (FAX) Email: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp     </div>

23	<p><b>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所に配置しなければならない従業者の基準を改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
24	<p><b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、就労継続支援A型事業所に係る就労の機会の提供に関する基準を改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
25 ※	<p><b>公害の防止に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>公害防止に対する県民意識の高まり等により、今後任命する見込みがない公害防止協力員について規定の整理を行うほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境政策課 026-235-7491 (FAX) Email: kankyo@pref.nagano.lg.jp 水大気環境課 026-235-7366 (FAX) Email: mizutaiki@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
26 ※	<p><b>長野県水環境保全条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>水環境保全に対する県民意識の高まり等により、今後任命する見込みがない水環境保全推進員について、規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水大気環境課 026-235-7366 (FAX) Email: mizutaiki@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

27	<p><b>屋外広告物条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の安全点検の実施及び点検結果の報告を義務付けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年10月1日から施行)</p> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) Email: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p>
28	<p><b>県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」における本県への移住かつ定住の促進に寄与するため、入居者の資格のうち居住地及び勤務地要件を削除するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <p>建築住宅課公営住宅室 026-235-7486 (FAX) Email: jutaku@pref.nagano.lg.jp</p>
29	<p><b>高等学校設置条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>「第1期長野県高等学校再編計画」に基づく高等学校の統合に伴い、長野県須坂商業高等学校及び長野県須坂園芸高等学校を廃止します。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <p>高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp</p>
30	<p><b>長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,487人(現行3,472人)に改定します。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日から施行)</p> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) Email: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p>

## 廃止条例案

番号	条 例 案 の 概 要
31	<p data-bbox="311 311 861 349"><b>長野県青年の家条例を廃止する条例案</b></p> <p data-bbox="311 383 1433 517">青年の家は、青少年に団体宿泊訓練を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的な各種の教育事業を行うために設置されたが、県としての設置目的を果たしたと考えられることなどから、平成29年3月をもって廃止します。</p> <p data-bbox="997 551 1412 589">(平成29年4月1日から施行)</p> <div data-bbox="279 602 1420 669" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="300 618 1348 656">文化財・生涯学習課 026-235-7493 (FAX) Email: bunsho@pref.nagano.lg.jp</p></div>

## 【参考】「第2回条例の一斉点検」の概要

条例の規定内容を今日的視点から検証し、時代に適合し、県民ニーズに即したものとするため、次のとおり「第2回条例の一斉点検」を実施しました。（前回は平成23年度に実施）

### 1 点検の対象

- (1) 制定又は最終改正から5年以上を経過している条例（123条例）
- (2) 上記のほか、条例の所管課において点検を要すると認めたもの（4条例）

※ これら127条例で、現行条例（302本）の42.1%に当たる。

### 2 点検の結果

点検の結果を反映し、10条例を改正する予定（うち8条例は規定の整理に係るもの）

※ 規定の整理に係るものを「等条例」にまとめ、3条例案を提案する予定

(別紙) 「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 改定分

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
①臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付又は再交付	8,400円	8,300円	1.2
②温泉法	温泉の採取の事業の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,800円	7,700円	1.3
	可燃性天然ガスの発生の状況の確認	7,800円	7,700円	1.3
	温泉成分分析を行う者の登録	51,000円	50,000円	2.0
③医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品等の製造販売業の許可	8,000円～147,500円	7,800円～145,100円	1.3～2.6
	医薬品等の製造販売業の許可の更新	5,900円～117,900円	5,800円～116,100円	1.2～1.7
	医薬品等の製造業の許可	11,200円～82,500円	11,000円～81,300円	0.7～1.8
	医薬品等の製造業の許可の更新	5,900円～55,200円	5,800円～54,500円	0.4～1.7
	医薬品等の製造所に係る許可の区分の変更等	27,300円～75,700円	27,200円～74,700円	0.4～1.3
	医薬品等の製造販売の承認を受けようとするとき等の製造所に係る調査	31,100円～104,100円	30,900円～102,600円	0.6～1.5
	医療機器等の製造販売業の許可	90,600円～147,500円	89,300円～145,100円	1.5～1.7
	医療機器等の製造販売業の許可の更新	72,500円～117,900円	71,500円～116,100円	1.4～1.6
	医療機器等の製造業の登録	38,300円	37,900円	1.1
	医療機器等の製造業の登録の更新	28,500円	28,300円	0.7
	再生医療等製品の製造販売業の許可	147,500円	145,100円	1.7
	再生医療等製品の製造販売業の許可の更新	117,900円	116,100円	1.6
	一般用医薬品の販売等従事者の試験の実施	15,300円	15,100円	1.3
	医薬品の販売等従事者の登録	8,100円	8,000円	1.3
	医薬品の販売等従事者登録証の再交付	3,000円	2,900円	3.4

	輸出用の医薬品等の製造をしようとするとき等の製造所に係る調査	31,100円～ 104,100円	30,900円～ 102,600円	0.6～1.5
④家畜伝染病予防法	ヨーネ病検査（酵素免疫測定法）	730円	720円	1.4

(2) 新設分

法律名	対象事務	手数料額
①家畜伝染病予防法	ヨーネ病検査（遺伝子検査）	1,600円
②建築基準法	建築物の建築確認（特定構造計算基準等審査を行う場合）	146,000円～1,170,000円
③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能適合性判定	38,000円～962,000円
	変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	19,000円～1,443,000円
	軽微な変更に該当する証明書の交付	19,000円～1,443,000円